

H27. 2. 23

平成26年度

山陽小野田市防災会議

平成27年2月23日(月) 14時～

山陽小野田市文化会館 小ホール

会 議 次 第

日 時 平成27年2月23日(月)

14時～

場 所 山陽小野田市文化会館 小ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

○ 審議事項

山陽小野田市地域防災計画の修正について 頁

(1) 防災に関する国、県、市の動き …… 1

(2) 災害対策基本法改正等 …… 2

(3) 南海トラフ地震防災対策等 …… 5

(4) 主な修正内容 …… 6

○ その他

報告 平成26年度山陽小野田市総合防災訓練の
実施について …… 7

4 閉 会

[配布資料]

- ・山陽小野田市防災会議出席者名簿 及び 山陽小野田市防災会議座席表
- ・平成26年度山陽小野田市防災会議 ……本資料
- ・山陽小野田市指定緊急避難場所・指定避難所一覧(案) ……別添1
- ・山陽小野田市津波浸水想定 ……別添2
- ・山陽小野田市地域防災計画新旧対照表(案) ……別添3
- ・パワーポイント資料 ……別添4

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

(1) 防災に関する国、県、市の動き

- 平成 25 年 5 月 中央防災会議による南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる最終報告（被害想定・対策）の公表
- 6 月 災害対策基本法の改正
《改正内容》
① 円滑かつ安全な避難の確保
② 被災者保護対策の改善 他
- 11 月 「東南海・南海地震対策特別措置法」が「南海トラフ地震対策特別措置法」へ改正
《内容》
① 対象を東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大
② 人命を守ることを最優先に考え、津波避難対策の充実・強化を図る。
- 12 月 山口県地震・津波防災対策検討委員会による「瀬戸内海沿岸の津波浸水想定結果」の公表
- 平成 26 年 3 月 ○内閣総理大臣による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定
山口県では、瀬戸内海沿岸の全 15 市町を推進地域に指定
《指定基準》
① 震度 6 弱以上の地域
② 津波高が 3 m 以上で海岸堤防が低い地域
- 山口県地震・津波防災対策検討委員会による「南海トラフ巨大地震の被害想定調査結果」の公表
- 6 月 山口県地域防災計画の修正
《修正内容》
① 災害対策基本法関係
② 地震・津波対策関係 他
- 9 月 ○南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けたことに伴い、山陽小野田市地域防災計画において、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定
- 津波ハザードマップについては、作成作業中
- 11 月 災害対策基本法の改正
《改正内容》
緊急通行車両の通行確保に係る放置車両等の移動 他

(2) 災害対策基本法改正等

「災害対策基本法」(以下、「法」という。)、「防災基本計画」及び「県地域防災計画」の改正を踏まえ、所要の修正を行う。

(1) 地区防災計画関係 (法第 42 条の 2)

(第 1 編第 2 章「防災活動の促進」)

地区居住者等の自発的な防災活動を推進するため、市防災会議が必要と認める場合には、地区居住者等が提案した地区防災計画を、市の地域防災計画に定める旨を追加。

地区防災計画

各地区の特性と想定される災害に応じ、地区単位の防災活動(防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区内の相互支援等)を内容とする計画。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所関係 (法第 49 条の 4 等)

(第 2 編第 9 章「避難予防対策」)

従来「避難場所」を「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」に区分して指定する旨を追加。

区 分	指定緊急避難場所	指定避難所
概 要	市民等が災害の危険から緊急に避難する際の避難先。 (災害類型ごとに指定する)	被災者が一定期間滞在する場としての避難所
指定基準 (災対法及び災対法施行規則)	1 速やかに避難場所が開設される管理体制が整備されている。 2 災害類型ごとに、その災害が発生するおそれがない区域に立地している又は安全な構造を有している。	1 被災者を受け入れるため必要かつ適切な規模を有している。 2 速やかに被災者を受入れ、物資の配布が可能な構造・設備を有している。 3 物資の輸送が容易である。

○ 指定緊急避難場所の災害類型

「洪水」、「土砂災害(崖崩れ、土石流、地滑り)」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火事」ごとに利用可能な避難場所を指定する。

(3) 要配慮者、避難行動要支援者名簿関係 (法第 8 条、第 49 条の 10 等)

(第 2 編第 11 章「要配慮者対策」)

① 要配慮者について

平成 25 年 6 月の法改正に伴い、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」とされ、国では、従前の「災害時要援護者」から「要配慮者」へ、呼称が統一されることになったため、本計画も用語を統一。

② 避難行動要支援者名簿

要配慮者のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市が「避難行動要支援者名簿」を作成する旨を追加。

<p>避難行動要支援者の範囲</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 要介護認定3～5の認定を受けている者 2 身体障害者手帳「視覚障害」を所持している者 3 身体障害者手帳「聴覚障害（聴覚・平衡）」を所持する者 4 身体障害者手帳「肢体不自由（1～2級）」を所持する者 5 身体障害者手帳「内部障害（1～2級）」を所持する者 6 療育手帳Aを所持する者 7 精神保健福祉手帳1・2級を所持する者 8 自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者 9 災害時要援護者登録制度の登録者 10 上記のほか災害発生時に支援が必要と認める者
<p>名簿に掲載する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 氏名 2 生年月日 3 性別 4 住所又は居所 5 電話番号その他の連絡先 6 避難支援等を必要とする事由 7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

※名簿情報の漏えいを防止するための措置を行う。

(4) 屋内での待避等の安全確保措置（法第60条）

（第3編I【風水害等対策編】第4章、【地震津波対策編】第3章「避難計画」）

避難場所に移動することにより、かえって危険が生ずる場合は、市が対象地域の市民等に対して「屋内での待避等による安全確保措置」を指示することができる旨を追加。

(5) 国、県からの助言（法第61条の2）

（第3編I【風水害等対策編】第4章、【地震津波対策編】第3章「避難計画」）

市が避難勧告等を発令する際に、その対象地域、判断時期等について、国・県に対し助言を求めることができる旨を追加。

(6) 安否情報の提供（法第 86 条の 15）

（第 3 編 1【風水害等対策編】第 2 章、【地震津波対策編】第 2 章「災害情報の収集・伝達計画」）

市及び県が、被災者の安否に係る情報について被災者の親族等から照会があったときに回答することができる旨を追加。

照会主体	回答できる安否情報
被災者と同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先等
その他の親族、被災者が在席する 職場・学校等の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
知人等	保有する安否情報の有無

※安否情報の提供にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮。

(7) 被災者台帳の作成（法第 90 条の 3）

（第 4 編第 2 章「被災者の生活再建計画」）

市が、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合に、被災者の援護を実施するための基礎となる「被災者台帳」を作成できる旨を追加。

被災者台帳とは

被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約したもの

(3) 南海トラフ地震防災対策等

平成 25 年 12 月に公表された津波浸水想定結果等を踏まえ、山口県地震・津波防災対策検討委員会において、平成 26 年 3 月に山口県内の被害想定調査結果が公表された。

この公表結果を踏まえ、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことにより策定が義務付けられた「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定を行った。

1 被害想定の設定・推計方法

- 科学的に想定し得る最大規模の地震・津波としてマグニチュード 9 クラスの地震を設定。
- 人的・建物被害は、①冬の深夜、②夏の昼 12 時、③冬の夕方 18 時の 3 ケースで想定
- 津波の被害については、「満潮時に発生」及び「堤防は機能しない」条件で想定。

2 山陽小野田市の最高津波水位等の想定結果

区 分	山陽小野田市の想定	県内の最大
最高津波水位	小野田港 T. P +3. 4m 埴生港 T. P +3. 7m	下関市、柳井市、平生町 T. P +3. 8m
最高津波水位の最短到達時間	2 4 5 分 (4 時間 5 分)	光市 1 1 6 分 (1 時間 5 6 分)
最大浸水面積(浸水深 1 cm 以上)	8 3 0 h a	山口市 1, 6 6 6 h a
最大震度	5 弱	柳井市 6 強

3 山陽小野田市の主な被害想定結果

区 分	山陽小野田市の想定	山口県全体
人的被害		
死者数	7 7 人	6 1 4 人
負傷者数	3 人	1, 4 7 7 人
建物被害		
全壊・焼失棟数	7 4 6 棟	5, 9 2 6 棟
半壊棟数	3, 0 9 9 棟	4 3, 0 2 1 棟
避難者(直後)	1 1, 9 6 2 人	1 6 7, 6 4 3 人
経済被害額	約 9 2 1 億円	約 1. 2 兆円

(4) 主な修正内容

1. 平成 25 年、26 年度災害対策基本法改正

(1) 地区防災計画

- ・市内の地区居住者等が地区防災計画を作成した場合、地域防災計画に定めることができる旨を追加

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所

- ・避難所及び避難場所の整理
- ・災害類型ごとに災害の危険から緊急に逃れるための「緊急避難場所」、被災者を一時的に滞在させるための「避難所」を指定する旨を追加（防災会議に併せて災害類型ごとの一覧表を作成する予定）

(3) 要配慮者、避難行動要支援者名簿関係

- ・災害時要援護者から要配慮者への用語修正
- ・配慮を要する方の中で、特に災害時に避難支援を要する避難行動要支援者の対象者、名簿の作成及びその利用について追加

(4) 屋内での待避等の安全確保措置

- ・緊急避難場所に移動することによりかえって危険が生ずる場合に、市が対象区域の市民等に対し垂直避難等、屋内での待避等による安全確保措置を指示することができる旨を追加

(5) 避難所における配慮

- ・避難所以外の場所で生活する被災者に対する配慮について追加

(6) 広域一時滞在（広域避難）

- ・被災者の居住の場所を確保することが困難な場合に、被災者の受入れについて県内他市町の市町長に協議することができる旨を追加

(7) 安否情報の提供等

- ・市に対して被災者の安否に係る情報について照会があったときに回答することができる旨を追加

(8) 被災者台帳

- ・市が、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要がある認められた場合に「被災者台帳」を作成できることとし、被災者の援護のために利用できる旨を追加

(9) 車両移動

- ・大規模災害発生時における、道路管理者による放置車両等の移動について追加

2. 地震・津波防災対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定（H26.9.18 策定済み）

3. その他の修正

(1) 各機関から提出された修正案に伴う修正

(2) 災害救助法改正に伴う修正

所管省庁の変更（厚労省→内閣府）、条ずれ等に伴う修正

(3) 水防法改正に伴う修正

河川管理者の水防管理者への協力について記載

(4) 特別警報（気象庁）運用開始に係る修正

(5) 山口県地域防災計画修正に係る修正

(6) 組織再編に伴う修正

(7) その他時点修正等

[報告]

平成26年度山陽小野田市総合防災訓練の実施について

- 1 実施日時 平成26年10月31日(金) 13時30分～17時15分
- 2 実施場所 山陽小野田市役所3階 大会議室・小会議室・第二委員会室
- 3 目的 災害対策本部、各対策部の状況判断(意思決定)、初動対応の強化及び防災関係機関との連携強化
- 4 訓練内容 台風接近に伴う高潮及び局地的豪雨による土砂災害の発生を想定し、連続的に被害状況等がカードで付与されるブラインド方式の机上シミュレーション訓練を実施。
災害対策本部、各対策部及び防災関係機関の訓練参加者は、与えられた状況から最悪を想定して災害対応を検討し、また膨大な情報から必要な情報を整理し、意思決定をする訓練を実施。
- 5 訓練参加者 全87名
 - (1) 本部長 市長
 - (2) 本部員 13名
 - (3) 本部員以外の市職員 58名
 - (4) 山陽小野田警察署 3名
 - (5) 宇部・山陽小野田消防局 12名
- 6 訓練アドバイザー 全5名
 - (1) 陸上自衛隊 2名
 - (2) 海上自衛隊 1名
 - (3) 山陽小野田市社会福祉協議会 2名
- 7 訓練参観者 全21名
 - (1) 市議会議員 10名
 - (2) (株)NTTドコモ 2名
 - (3) 自衛隊協力本部 2名
 - (4) 建築士会小野田支部 3名
 - (5) 赤十字アマチュア無線奉仕団 1名
 - (6) 宇部・山陽小野田消防局 3名
- 8 評価 アドバイザーからは、被災地に支援に向かうためには、道路の迅速かつ正確な状況把握が重要というアドバイスをいただいた。また、災害時の情報収集の協力についても説明があった。
訓練を実施することで、関係機関の連携を深めることができるため、今後も総合防災訓練を継続していくことが大切であるとの評価を受けた。